

# 参考資料

## (1) 策定経緯

### ① 庁内作業部会

	開催日	検討内容
第1回	2019年(令和元年) 8月28日	○策定スケジュールについて ○策定方針について ○住民アンケートについて
第2回	2019年(令和元年) 10月29日	○武豊町が抱える課題の整理について ○全体構想について
第3回	2020年(令和2年) 2月12日	○課題の整理について ○全体構想について ・将来都市像・都市づくりの目標案 ・将来フレーム ・将来都市構造
第4回	2020年(令和2年) 9月30日	○全体構想について ・分野別の方針 ○地域別構想について ○実現化方策について
第5回	2020年(令和2年) 12月8日	○パブリックコメントの実施結果について ○主な修正点等について

### ② 策定委員会

	開催日	検討内容
第1回	2019年(令和元年) 11月18日	○策定方針について ○武豊町の抱える課題の整理について ○全体構想について
第2回	2020年(令和2年) 3月6日	○課題の整理について ○全体構想案について ・まちの将来像及び都市づくりの目標案 ・将来都市フレーム ・将来都市構造
第3回	2020年(令和2年) 10月15日	○武豊町都市計画マスタープラン素案について
第4回	2020年(令和2年) 12月22日	○パブリックコメントの実施結果について ○武豊町都市計画マスタープラン(案)の主な変更点について

## ③ 書面意見交換会

参加者：24名（緑丘地域5名、武豊地域6名、衣浦地域6名、富貴地域7名）

開催日		検討内容
第1回	2020年(令和2年) 6月	テーマ:『まちの良いところ・悪いところ探し』 ○地域の魅力と問題点について意見収集・整理
第2回	2020年(令和2年) 7月	テーマ:『各地域のまちづくりアイデアを考えよう!』 ○まちづくりアイデア、まちの将来像について意見収集・整理
第3回	2020年(令和2年) 9月	テーマ:『とりまとめ結果を共有しよう!』 ○最終とりまとめ結果の共有

## ④ 町民アンケート

実施時期	調査概要
2019年(令和元年) 9月10日～9月25日	○調査対象:武豊町在住の18歳以上の方 ○調査方法:調査対象者の中から無作為に抽出 ○配布数:3,000通 ○回収数:1,464通(回収率48.8%)

## ⑤ パブリックコメント

実施時期	概要
2020年(令和2年) 11月4日～12月4日	○方法:E-mail、FAX、郵送、直接提出 ○意見:1件(1人)

## (2) 策定委員会設置要綱

### 武豊町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針として、武豊町都市計画マスタープランの策定をするため、武豊町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 武豊町都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) その他武豊町都市計画マスタープランを策定するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、都市計画、まちづくり、防災、商業、農業、福祉などの分野において優れた経験及び知識を有する者のうちから、町長が委嘱した者10名以内をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、武豊町副町長とする。
- 4 委員長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 委員長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は会議において必要があると認められるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱および任命を受けた日から武豊町都市計画マスタープランが策定された日までとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、建設部都市計画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和元年9月20日から施行する。
- 2 この要綱は、武豊町都市計画マスタープランを公表した翌日から効力を失う。

### (3) 委員会等名簿

#### ① 策定委員会

区分	氏名	所属等
委員長	永田 尚	副町長
学識経験者 (職務代理者)	千頭 聡	日本福祉大学 国際福祉開発学部 国際福祉開発学科 教授
各種関係団体	天木 一馬	武豊町商工会 会長
	岩川 美佐代	武豊町社会福祉協議会 局長
	岩瀬 計介	愛知建築士会半田支部 支部長
	鈴木 重久	武豊町防災ボランティアの会 顧問
	西尾 文好	武豊町農業委員会 会長
行政機関	片山 貴視 (2019年度) 齊藤 保則 (2020年度)	愛知県都市整備局 都市基盤部 都市計画課 課長
	横山 甲太郎 (2019年度) 片山 貴視 (2020年度)	愛知県知多建設事務所 所長

#### ② 庁内作業部会

部名	課名	役職	氏名
総務部	総務課	課長補佐	北河 晃 (2019年度) 長澤 成江 (2020年度)
	防災交通課	課長補佐	西川 正洋 (2019年度) 北河 晃 (2020年度)
企画部	企画政策課	課長補佐	森田 光一
生活経済部	環境課	課長補佐	榊原 一孝
	産業課	課長補佐	神谷 芳美
建設部	土木課	課長補佐	江頭 浩司
	上下水道課	課長補佐	栗田 宗広

## ③事務局

区分	氏名	所属等
事務局	犬塚 敏彦	建設部 部長
	明壁 直久	建設部 都市計画課 課長
	高橋 道生	建設部 都市計画課 統括主幹
	森田 明男 (2019年度) 石川 恭太 (2020年度)	建設部 都市計画課 課長補佐
	榊原 利幸	建設部 都市計画課 副主幹
	鬼頭 瑛	建設部 都市計画課 主査

## (4) 用語解説

用語	解説
<b>あ行</b>	
アダプトプログラム	地域住民と行政が協働で良好な地域づくりを行う仕組みの1つ。道路や公園などの公共の場所を、地域住民が里親となりボランティアで清掃などの維持管理を行い、行政は地域住民の活動を支援するもの。
ウォーカブル	本計画では、安心して拠点周辺や拠点間を徒歩等で移動できるとともに、移動しながらまちの魅力や自然を楽しむことができること。
エスディージーズ SDGs	2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール、169のターゲットから構成されている。
<b>か行</b>	
がいくこうえん 街区公園	都市公園法に位置づけられた都市公園の一種。もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積が0.25haを標準として配置するもので、地域に最も密着した公園。
かいほつきょか 開発許可	都市計画法による、開発行為をしようとする者が受けなければならない許可のこと。
かんけいじんこう 関係人口	移住した「定住人口」や、観光にきた「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。こうした地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。
かんこうこうりゅうしせつ 観光交流施設	観光を目的に多くの人を訪れる施設のこと。
きゅうけいしやちほうかいきけん 急傾斜地崩壊危険箇所	勾配30°以上、高さ5m以上の急傾斜のうち、斜面上部または下部に、人家があり、がけ崩れの被害を受ける危険のある箇所のこと。
きゅうたいしんきじゆん 旧耐震基準	建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981年(昭和56年)5月31日までの建築物において適用されていた基準のこと。
きょう どうろ 狭あい道路	幅員4m未満の一般の交通の用に供する道路のこと。建築基準法では建築物の敷地は原則として幅員4m以上の道路に接しなければならないとされている。
きんきゅうゆうそうどうろ 緊急輸送道路	災害時に必要な救助、消防活動及び緊急物資を運ぶために指定する道路のこと。被災時には優先して復旧作業が行われる。
きんりんこうえん 近隣公園	都市公園法に位置づけられた都市公園の一種。誘致距離500mの範囲内で1箇所当たりの面積は2haを標準として配置するもの。
きんりんしやうぎやうちいき 近隣商業地域	用途地域の1つで、まわりの住民が日用品の買物などをするための地域。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられる。
くいきくぶん 区域区分	無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成などの観点から、都市計画区域を「市街化を促進する区域(市街化区域)」と、「市街化を抑制する区域(市街化調整区域)」に区分すること。
こうきょうこうえきしせつ 公共公益施設	教育施設、医療施設、社会福祉施設、官公庁施設(役場・支所)などの地域住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設のこと。
こうぎやうせんやうちいき 工業専用地域	用途地域の1つで、工場のための地域。どんな工場でも建てられるが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
こうれいかりつ 高齢化率	65歳以上の高齢者が占める割合のこと。
コミュニティ	一定の地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりであり、そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域づくり活動や地域課題の解決など、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体・組織(集団)のこと。
コミュニティ道路	人と車の共存を目的とした道路のこと。

第1章	計画の位置づけ
第2章	現況特性
第3章	住民意向の把握
第4章	課題の整理
第5章	全体構想
第6章	地域別構想
第7章	実現化方策
参考資料	

用語	解説
<b>さ行</b>	
ざいせいりよくしすう 財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数。財政力指数が高いほど財源に余裕があるといえる。
さんぎょう 産業フレーム	将来の目指すべき町内総生産の規模のこと。
ざんていようちちいき 暫定用途地域	土地区画整理事業などにより、新たに市街化を図る区域について、その整備に備え、暫定的に厳しい制限(建ぺい率30%、容積率50%)を指定した地域のこと。
しがいかくいき 市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として都市計画で定められる区域のこと。
しがいかちようせいいくいき 市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域として都市計画で定められる区域のこと。
しぜんかんきようほぜんちいき 自然環境保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるもので、自然環境保全法の原生自然環境保全地域、自然環境保全地域又は都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域のこと。
しぜんこうえんちいき 自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるもので、自然公園法に基づき自然公園(都道府県立自然公園など)として指定されている又は指定されることが予定されている地域のこと。
していかんりしやせいど 指定管理者制度	2003年(平成15年)9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことにより創設されたもので、民間企業や法人その他の団体が、公の施設の管理主体となることのできる制度のこと。
じゆうこうこんざいしがいち 住工混在市街地	住宅用地と工業用地が混在した市街地のこと。
しょうぎようけいようちちいき 商業系用途地域	近隣商業地域、商業地域が定められた市街地のこと。
しょうぎようちいき 商業地域	用途地域の1つで、銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域のこと。住宅や小規模な工場も建てられる。
じんこう 人口フレーム	目標年次までに目指す将来人口のこと。
しんたいしんきじゅん 新耐震基準	建築基準法の改正により、1981年(昭和56年)に施行された建築物の耐震基準のこと。建築物の各部分に生じる応力度が許容範囲内となるようにする従来の一次設計に加え、建築物全体として地震力に対する耐力をチェックする二次設計が導入され、建築物の耐震性の向上が図られた。
<b>た行</b>	
だいのうこうつうしゅだん 代表交通手段	いくつかの交通手段を乗り換えた場合の主な交通手段のこと。
ちいきしんりんけいかくたいしやう 地域森林計画対象 みんゆうりん 民有林	森林の有する水源涵養機能や山地災害防止機能といった公益的機能や、木材資源等を循環的に利用できる木材生産等機能を維持発揮させるために定める地域森林計画の対象となる民有林のこと。
ちくけいかく 地区計画	地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備、保全するために、建築物の形態、道路や公園の配置等について、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画のこと。
ちくこうえん 地区公園	都市公園法に位置づけられた都市公園の一種。誘致距離1kmの範囲内で1箇所当りの面積は4ha以上を標準として配置するもの。
ちやうじゆうほごく 鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、環境大臣や都道府県知事が指定する区域のこと。
ちやうじゆうみやうか 長寿命化	建物や建築設備、都市基盤施設の構造物について、計画的な改修を行うことにより使用期間を延ばすこと。
ちやうせいち 調整池	洪水、雨水を一時的に貯留して、出水量が最大になるピーク時の流量を調節・調整する施設のこと。
ちやうないさうせいさん 町内総生産	1年間に町内の経済活動によって新たに生み出された付加価値の総額のこと。
ていみりようち 低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。

用語	解説
としきのう 都市機能	一般的には都市及びそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能。例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」などの都市的な機能のほか、「自然機能」や「農業機能」もそれに含んで指す場合も多い。
としきぼん 都市基盤	道路や公園、下水道など都市活動や生活の基盤となる施設のこと。
としけいかくどうろ 都市計画道路	都市施設の一つで、都市計画に定められた道路のこと。
とししせつ 都市施設	都市計画法第11条に定義される道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、エネルギー供給施設、河川、学校、病院など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。
としやさいがいけいけいけい 土砂災害警戒区域	土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域のこと。
としやさいがいとくべつけいけい 土砂災害特別警戒区域	避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域のこと。
とちくかくせいりしぎょう 土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、一定区域内の土地の所有者が道路、公園等の公共施設用地を生み出し、宅地の形を整えて利用価値を高め、健全な市街地とする事業のこと。
とちりよう 土地利用フレーム	人口フレーム及び産業フレームに対応した今後確保する必要がある住居系市街地及び産業系市街地の規模のこと。
<b>な行</b>	
なんかい 南海トラフ(地震)	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100年から150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震のこと。前回の南海トラフ地震(昭和東南海地震(1944年(昭和19年))及び昭和南海地震(1946年(昭和21年)))が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。
のうようちくいき 農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に規定された農用地等として利用すべき土地の区域のこと。
<b>は行</b>	
バリアフリー	高齢者や障害者等の日常生活での制約をできる限りなくし、身体機能の低下や障害等に配慮した設計・仕様のこと。
ふじよひ 扶助費	保育所の運営費、医療費の助成、生活保護世帯の生活費などの経費のこと。
ほあんりん 保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。
<b>ま行</b>	
みんかんかつりよく 民間活力	民間企業の資金力や事業能力のこと。
<b>や行</b>	
ようちいき 用途地域	住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。用途地域は13種類あり、指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められる都市計画法の地域地区のひとつ。
<b>ら行</b>	
りつちてきせいけいけい 立地適正化計画	市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能の立地、公共交通の充実などに関する包括的なマスタープランのこと。
<b>わ行</b>	
ワークショップ	住民参加のまちづくりなどにおいて、参加者が主体的な活動や体験などを通して、参加者同士が協力しあって結論を見出していくための手法のこと。

## 武豊町都市計画マスタープラン

令和3年3月

【発行】 武豊町 建設部 都市計画課

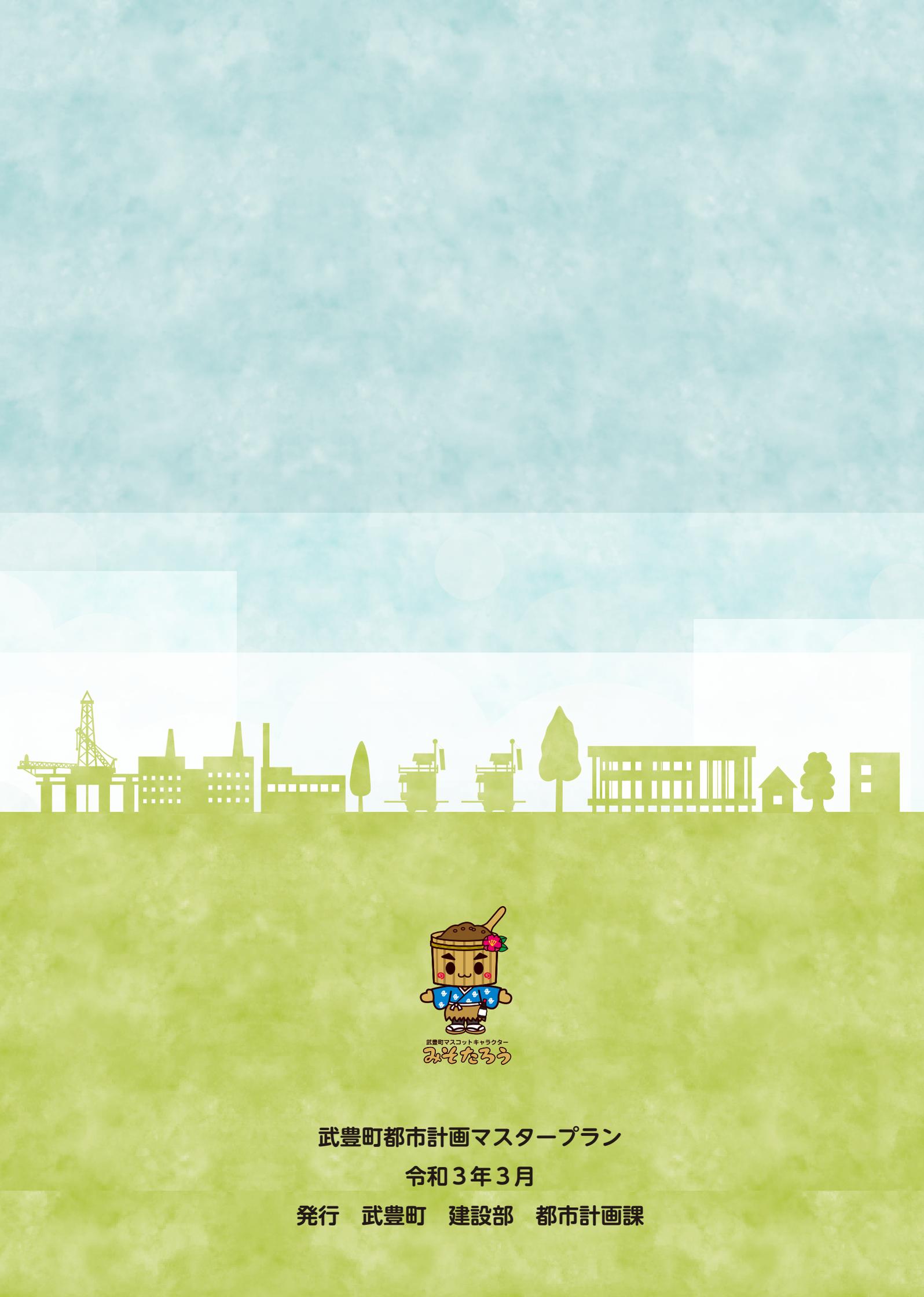
〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

TEL : 0569-72-1111 (代表) FAX : 0569-72-1115

Mail : toshi@town.taketoyo.lg.jp

URL : <http://www.town.taketoyo.lg.jp/>





# 武豊町都市計画マスタープラン

令和3年3月

発行 武豊町 建設部 都市計画課